

# 牟岐町地球温暖化対策実行計画

2021 年度～2040 年度

2021 年 4 月制定

2023 年 8 月改訂

2024 年 7 月改訂

2025 年 7 月改訂

徳島県牟岐町

## ■目次

1. 背景	1
2. 基本的事項	3
(1) 目的	
(2) 対象とする範囲	
(3) 対象とする温室効果ガス	
(4) 計画期間	
(5) 上位計画及び関連計画との位置付け	
3. 温室効果ガスの排出状況	5
4. 温室効果ガスの排出削減目標	6
(1) 目標設定の考え方	
(2) 温室効果ガスの削減目標	
5. 目標達成に向けた取組	7
(1) 取組の基本方針	
(2) 具体的な取組内容	
6. 進捗管理体制と進捗状況の公表	9
(1) 推進体制	
(2) 進捗状況の公表	

## 1. 背景

地球温暖化は、地球表面の大気や海洋の平均温度が長期的に上昇する現象であり、我が国においても異常気象による被害の増加、農作物や生態系への影響等が予測されています。地球温暖化の主因は人為的な温室効果ガスの排出量の増加であるとされており、低炭素社会の実現に向けた取組が求められています。

国際的な動きとしては、2015年12月に、国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)がフランス・パリにおいて開催され、新たな法的枠組みである「パリ協定」が採択されました。これにより、世界の平均気温の上昇を産業革命から2.0℃以内にとどめるべく、すべての国々が地球温暖化対策に取り組んでいく枠組みが構築されました。

我が国では、1998年に地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)(以下「地球温暖化対策推進法」という。)が制定され、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みが定められました。同法により、すべての市町村が、地方公共団体実行計画を策定し、温室効果ガス削減のための措置等に取り組むよう義務づけられています。

また、2016年には、地球温暖化対策計画(平成28年5月13日閣議決定)(以下「地球温暖化対策計画」という。)が閣議決定され、我が国の中期目標として、我が国の温室効果ガス排出量を2030年度に2013年度比で26.0%減とすることが掲げられました。同計画においても、地方公共団体には、その基本的な役割として、地方公共団体実行計画を策定し実施するよう求められています。

2021年10月には、地球温暖化対策計画の閣議決定がなされ、5年ぶりの改定が行われました。新たな地球温暖化対策計画は、2050年カーボンニュートラルの達成という長期目標と、当該目標に整合的で野心的な中期目標として2030年度において温室効果ガス46%削減(2013年度比)を目指すこと、さらには50%の高みに向けて挑戦を続けるという新たな削減目標が位置付けられており、二酸化炭素以外の温室効果ガスの削減を含め、2030年度目標の裏付けとなる対策・施策を記載した新たな目標実現への道筋を描いています。

同時期に政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画(政府実行計画)の改定も行われました。2030年の温室効果ガス排出目標が50%削減(2013年度比)に見直され、その目標達成に向け、太陽光発電の導入や新築建築物ZEB化等の様々な施策を率先して実行していくこととしています。

さらに、2025年2月に閣議決定された内容では、政府の事務及び事業に伴い直接的及び間接的に排出される温室効果ガスの総排出量を、2013年度比で、2035年度までに65%削減、2040年度までに79%削減することを目標とし、目標に向けて政府実行計画に盛り込まれた措置を着実に実施していくこととしています。

牟岐町においては、新設公共施設のZEB化や既存公共施設の省エネ化改修又は統合化を進めることで、地球温暖化の防止に向けた取組を推進しています。

## 2. 基本的事項

### (1) 目的

牟岐町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（以下「牟岐町事務事業編」といいます。）は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「地球温暖化対策推進法」といいます。）第 21 条第 1 項に基づき、地球温暖化対策計画に即して、牟岐町が実施している事務及び事業に関し、省エネルギー・省資源、廃棄物の減量化などの取組を推進し、温室効果ガスの排出量を削減することを目的として策定するものです。

### (2) 対象とする範囲

牟岐町事務事業編の範囲は、町長部局、教育委員会を含めた組織及び施設を対象とします。

#### （対象施設一覧）

牟岐町役場庁舎・牟岐町教育委員会（海の総合文化センター）・牟岐町水源地・牟岐中学校・牟岐小学校・牟岐保育園・給食センター・牟岐町隣保館

### (3) 対象とする温室効果ガス

牟岐町管理施設には下水処理施設や麻酔剤（笑気ガス）を使用する大規模病院が存在しないため、CH<sub>4</sub> や N<sub>2</sub>O 等の排出による影響は小さいと考えられます。そのため、牟岐町事務事業編が対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法第 2 条第 3 項に掲げる 7 種類の物質のうち、排出量の多くを占めている二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）のみとします。

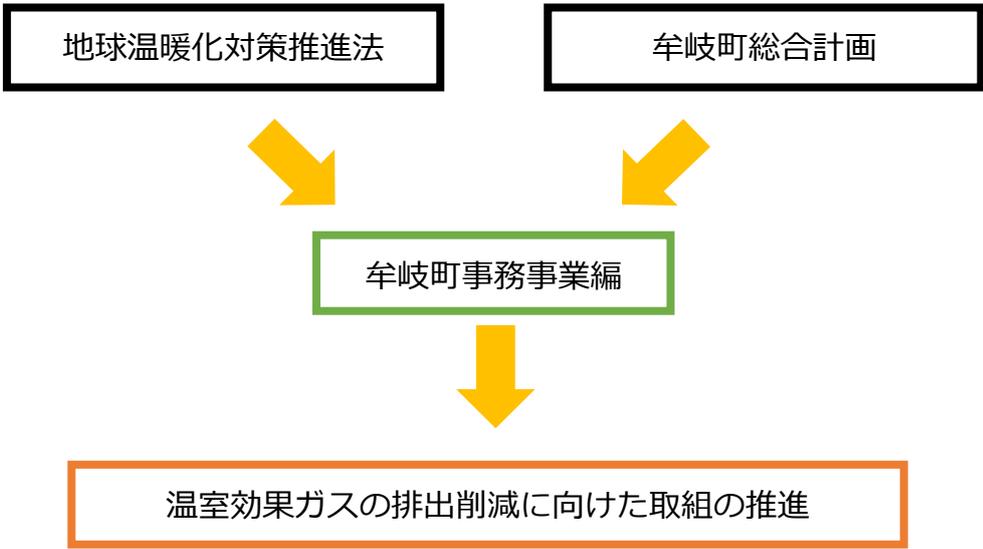
### (4) 計画期間

2021 年度から 2040 年度末までを計画期間とします。

項目	年度											
	2013	…	2020	2021	2022	…	2030	…	2035	…	2040	
期間中の事項	基準年度			計画開始			目標年度①		目標年度②		目標年度③	
計画期間												

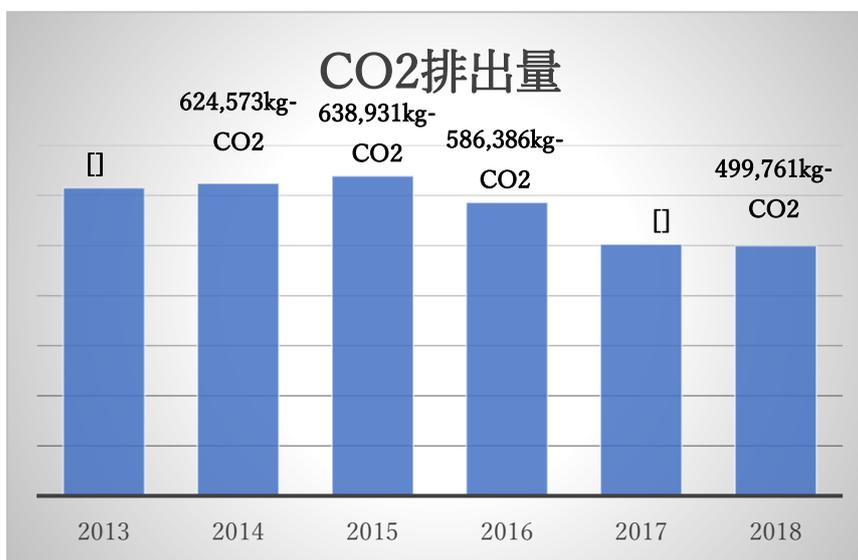
### (5) 上位計画及び関連計画との位置付け

牟岐町事務事業編は、地球温暖化対策推進法第 21 条第 1 項に基づく地方公共団体実行計画として策定します。また、牟岐町総合計画に即して策定します。

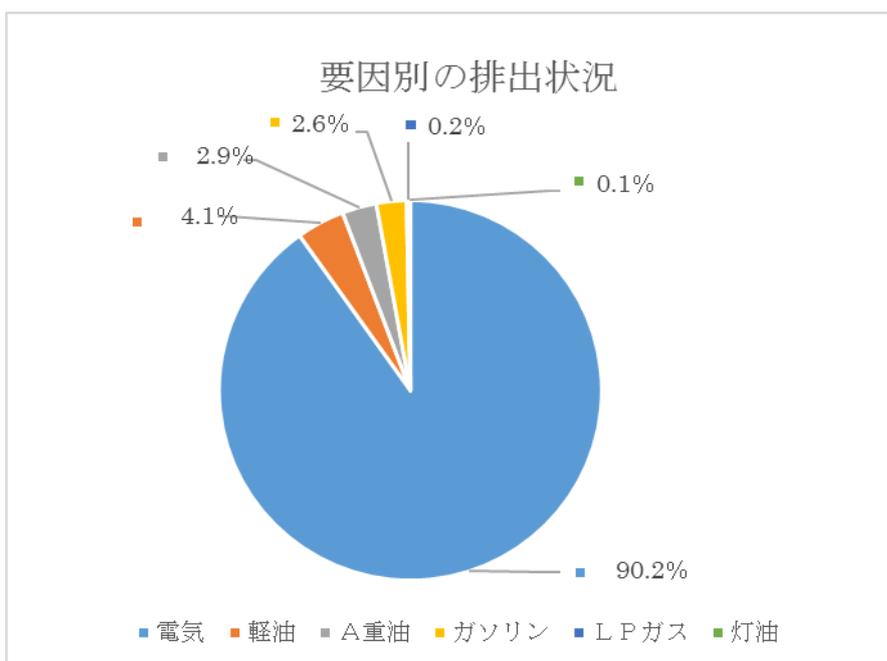


### 3. 温室効果ガスの排出状況

牟岐町の事務・事業に伴う「温室効果ガス総排出量」は、基準年度である2013年度において、615,696kg-CO<sub>2</sub>となっています。



基準年度である2013年度の二酸化炭素排出量を排出要因別に見ると、電気の使用に伴って排出される二酸化炭素が全体の90.2%を占め、次いで軽油の使用が4.1%、A重油が2.9%、ガソリンの使用が2.6%、LPガスの使用が0.2%、灯油が0.1%となっています。



#### 4. 温室効果ガスの排出削減目標

##### (1) 目標設定の考え方

牟岐町の事務・事業に伴う温室効果ガスの排出削減目標を設定します。

##### (2) 温室効果ガスの削減目標

目標年度①（2030年度）に、基準年度（2013年度）比で50%削減

目標年度②（2035年度）に、基準年度（2013年度）比で65%削減

目標年度③（2040年度）に、基準年度（2013年度）比で79%削減

項目	基準年度 (2013年度)	目標年度① (2030年度)	目標年度② (2035年度)	目標年度③ (2040年度)
温室効果 ガスの 排出量	615,696kg-CO <sub>2</sub>	307,848kg-CO <sub>2</sub>	215,494kg-CO <sub>2</sub>	129,297kg-CO <sub>2</sub>
削減率	—	50%	65%	79%

## 5. 目標達成に向けた取組

### (1) 取組の基本方針

温室効果ガスの排出要因である、電気使用量と灯油・重油・ガソリンなどの燃料使用量の削減に重点的に取り組みます。

### (2) 具体的な取組内容

#### ① 施設設備等の運用改善

現在保有している施設設備等の運用方法を見直し、省エネルギー化を推進します。

- ・ボイラーや燃焼機器は高効率で運転できるよう運転方法を調整します。
- ・空調機器のフィルター類の清掃頻度を上げて送風効率を向上させます。
- ・車両を適正に整備・管理し、排気ガスの削減に努めます。

#### ② 施設設備等の更新

新たに施設設備を導入する際や現在保有している施設設備等を更新する際には、エネルギー効率の高い施設設備等を導入することで省エネルギー化を推進します。

- ・高効率ヒートポンプなど省エネルギー型の空調設備への更新を進めます。
- ・公用車はハイブリッド車や電気自動車の導入を推進します。
- ・公共施設の照明及び街路灯・防犯灯のLED化を進めます。
- ・公共施設のZEB化推進又は再生可能エネルギー設備の導入を推進します。
- ・令和8年度竣工予定の牟岐町新庁舎においてZEB化を実施し、エネルギー消費量を40%削減された庁舎を建設します（ZEB Oriented相当）。

#### ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）

快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物。建物の中では人が活動しているため、エネルギー消費量を完全にゼロにすることはできませんが、省エネによって使うエネルギーをへらし、創エネによって使う分のエネルギーをつくることで、エネルギー消費量を正味（ネット）でゼロにすることができます。

#### ③ グリーン購入・グリーン契約等の推進

「国等による環境物品等の調達に関する法律（グリーン購入法）」や「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（環境配慮契約法）」に基づく取組を推進し、省資源・省エネルギー化に努めます。

- ・事務用品は、詰め替えやリサイクル可能な消耗品や環境保全型製品・環境ラベリング（エコマーク、グリーンマーク等）対象製品の購入を進めます
- ・低公害車等の調達を進めます。
- ・用紙の節減（節水、ゴミの減量）に取り組みます。

#### ④ 職員の日常の取組

職員への意識啓発を進め、省エネルギー・節電等の取組を定着させます。

- ・地球温暖化対策推進責任者による職員への意識啓発に取り組みます。
- ・不要な照明を消灯し、電気製品はこまめに電源を切ります。
- ・空調は運転時間や適正な設定温度を心掛けます。
- ・移動の際には公共交通機関を積極的に利用します。また、公用車を利用する際には、できる限り相乗りするとともに、運転に際してはエコドライブを実践します。
- ・洗面所、給湯室の節水に努め、日常的に節水を心掛けます。
- ・物品の長期使用、過剰購入の見直しにより発生量の削減を心がけます。
- ・分別を徹底し、リサイクルの推進を図ります。

## 6. 進捗管理体制と進捗状況の公表

### (1) 推進体制

牟岐町事務事業編を推進するために、町長を委員長とする「牟岐町地球温暖化対策庁内委員会」を設けます。また、各課及び各施設に「地球温暖化対策推進責任者」を1名配置し、取組を着実に推進します。「事務局」を住民福祉課に置きます。

#### ① 牟岐町地球温暖化対策庁内委員会

町長を委員長、副町長を副委員長とし、各課及び各施設の地球温暖化対策推進責任者（各課長等）で構成します。

#### ③ 地球温暖化対策推進責任者

各課及び各施設に1名配置します。基本的に、各課及び各施設の長を責任者とします。各課及び各施設において取組を推進し、その状況を事務局に定期的に報告します。

### (2) 進捗状況の公表

牟岐町事務事業編の進捗状況は、牟岐町のホームページ等で毎年公表します。